

# 平成30年12月甲良町議会定例会会議録

平成30年12月12日（水曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第59号 甲良町放課後児童クラブの設置および管理に関する条例
- 第3 議案第62号 平成30年度甲良町一般会計補正予算（第4号）
- 第4 議案第63号 平成30年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第5 議案第64号 平成30年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）
- 第6 議案第65号 平成30年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第7 議案第66号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第67号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第68号 平成30年度甲良町一般会計補正予算（第5号）
- 第10 議案第69号 平成30年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第70号 平成30年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第71号 平成30年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第72号 平成30年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 意見書第3号 主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定を求める意見書（案）
- 第15 意見書第4号 陸上自衛隊饗庭野演習場での実弾射撃訓練の中止を求める意見書（案）
- 第16 発議第6号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第17 発議第7号 個人情報流出問題の調査・検証特別委員会設置に関する決議（案）
- 第18 発議第8号 甲良町長の不信任決議（案）
- 第19 委員会の閉会中における継続審査及び調査について

◎会議に出席した議員（12名）

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 岡田隆行 | 2番  | 田中章浩  |
| 3番  | 山田充  | 4番  | 山田裕康  |
| 5番  | 野瀬欣廣 | 6番  | 阪東佐智男 |
| 7番  | 宮寄光一 | 8番  | 木村修   |
| 9番  | 西川誠一 | 10番 | 建部孝夫  |
| 11番 | 西澤伸明 | 12番 | 丸山恵二  |

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長     | 野瀬喜久男 | 教育長    | 松田嘉一  |
| 総務課長   | 中川雅博  | 教育次長   | 西村克英  |
| 税務課長   | 福原猛   | 学校教育課長 | 上橋純子  |
| 住民課長   | 小林千春  | 社会教育課長 | 大野けい子 |
| 企画監理課長 | 村岸勉   | 保健福祉課長 | 米田志保子 |
| 総務課参事  | 橋本浩美  | 建設水道課長 | 中村康之  |
| 人権課長   | 中川愛博  | 会計管理者  | 宮川哲郎  |
| 産業課長   | 北坂仁   |        |       |

◎議場に出席した事務局職員

|      |     |    |      |
|------|-----|----|------|
| 事務局長 | 陌間忍 | 書記 | 藤井千恵 |
|------|-----|----|------|

(午前 11 時 05 分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は 12 人です。

議員定足数に達していますので、平成 30 年 12 月甲良町議会定例会第 3 日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8 番 木村議員、9 番 西川議員を指名します。

次に、追加議案がありますので、これより町長、提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日は、何かとお忙しいところ、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本日、追加提案させていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第 66 号は、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正。

議案第 67 号は、甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

ともに人事院勧告に伴います期末勤勉手当の率の変更、公給表の改正などでございます。

議案第 68 号は、甲良町一般会計補正予算（第 5 号）、議案第 69 号は、甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 70 号は、甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 71 号は、甲良町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 72 号は、甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。

これらの補正予算については、いずれも人事院勧告に基づく条例改正による人件費の増が主なものであり、一般会計では歳入歳出に 681 万 4,000 円を追加、国民健康保険特別会計においては 49 万 8,000 円を追加、住宅新築資金等貸付事業特別会計においては 139 万円の追加、介護保険特別会計においては 43 万 4,000 円を追加、後期高齢者医療特別事業会計においては 8 万円を追加するものであります。

何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○丸山議長 次に、日程第 2 議案第 59 号を議題とします。

本案については、産業建設文教常任委員会に付託され、審査が行われ、その報告書が提出されています。

これより、産業建設文教常任委員長の審査報告を求めます。

山田裕康委員長。

○山田裕康産業建設文教常任委員長 報告させていただきます。

産業建設文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1. 審査結果。

議案第59号 甲良町放課後児童クラブの設置および管理に関する条例。

原案可決。

2. 審査経過。

議案第59号 甲良町放課後児童クラブの設置および管理に関する条例。

放課後児童クラブの補助金はとの問いに、国・県からの事業費の3分の1ずつの補助金があり、平成29年度は国・県合わせて718万4,000円とのことであった。

平成32・33年度の人件費が多額に計上されているように思うがその理由はとの問いに、平成32年度から会計年度職員制度になることから、時給制から月給制に移行されるのに伴い、月給制で算定しているため増額されることであった。

指定管理者をどのように選定するかとの問いに、運営方針や提案書によりプレゼンテーションを行い、総合評価で決定することであった。

指定管理をした場合、子育て支援センターと家庭支援を包括的に考えられるのかとの問いに、現在児童クラブを利用する児童の中に支援の必要な児童がいる。「家庭支援」としての行政のかかわり方は、指定管理者に移行しても同様の支援体制で臨むことであった。

以上です。

○丸山議長 以上で、産業建設文教常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対して質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 2点質問させていただきます。

私も委員会の審議を傍聴させていただきました。

そこで、報告書の中の最後のところにあります指定管理者に移行しても同様の支援体制で臨むことであったと。つまり運営主体が町から民間に変わることを想定しています。指定管理ですから。そういう点から見れば、行政の方針や、それから意思疎通が十分にできるのか。この点疑問が浮かびます。

そして、民間との関係ですから、協議がどういようように推移するのかという点でも疑問があります。

そこで質問ですが、同様の体制がとられるけれども町としても指定管理の運営について、民間ですから民間の発想で進める、このことについては何ら制限をされることにならないわけで、その点はきちんと制約される、つまり枠組みがされるというように論議がされたのでしょうか。また、その論議がされていなかったとしたら、委員長はどういうふうに考えるか。これが1つです。

それから、もう一つは、論議を聞いていますと、利用者が減になるというのも、意見でも出されました。つまり、少子化になって放課後児童クラブを利用する子ども数が、児童数その分大前提で減っていく。そうなりますと、民間の収入が減ってきますので、町の持ち出しが当然増えてくると。維持をしようと思えば、サービス、つまり人員の確保や学童保育内容を維持していかうと思えば、当然そのことを、運営を委託をしている町の持ち出しは増える。こういう危険というか、そういう可能性が出てくることについても議論があったのか、説明お願いいたします。

○丸山議長 山田裕康委員長。

○山田裕康産業建設文教常任委員長 最初の家庭支援についての論議ですけど、このことについては行政の方からもこれに臨むということの答えをいただきまして、その中身に関しましてのまだ議論が、それはまた32年度から行うということで、それまでは意見を深めていくということで聞きました。

それと、資金の関係ですけど、こちらの方はやっぱり民間の方になるとその礼金ですね。そちらの方が加味されると、全協のときにちょっと私、いなかったのが300万円プラスされるということで、木村議員などからもちょっとそういうことで、もしあれやったら行政でやったらどうかということの意見もありましたし、またNPOとかそちらでやらされると、またそういう点でまた資金の方も向こうはまた下がってくるようなことにもなるということで、そういうことでいろんな議論をしてそういう結果になりました。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

9番 西川議員。

○西川議員 9番 西川です。ちょっと確認なんですけど、今現状で職員が6人おられると思うんですけど、これ、民間委託した場合に、一番最後のところにありますけど、行政のかかわりは指定管理に移行しても同様の支援体制で臨むということであるんですけど、この人たちはもういったん切られてしまうのか、また、新たな人が来るのかということの再確認だけちょっとしたいと思います。

○丸山議長 4番 山田裕康委員長。

○山田裕康産業建設文教常任委員長 すいません、そちらの論議に対しましては、されておられません。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第59号 甲良町放課後児童クラブの設置および管理に関する条例について……。

(「討論はないの」の声あり)

○丸山議長 これから。今……。

(「これからですか」との声あり)

○丸山議長 について、討論はありませんか。

10番 建部議員。

○建部議員 学童保育、今は放課後児童クラブとっています。これはもう三十数年前、いや40年以前になりますかね、一時社会問題としてなりました。鍵っ子対策。鍵っ子というのは、おうちが共稼ぎで家に帰っても誰もいない。鍵だけを子どもに渡してその子どもは1人帰って、家の鍵をあけてという、そういう鍵っ子というのが一時本当に増えてきました。その対策として昭和38年ぐらいから学童保育、そしてから学校での校庭使用時間の延長などで子どもの孤立をさせないという施策が実施されたのが学童保育であります。児童の健全な育成を図る保育事業、子育て支援事業の1つに位置づけられているんです。それは、当時は児童福祉法第6条3の第2項に基づくもので、もともとは児童福祉の立場でその対策がされました。

その運営は、現状では、確かに公設公営が大半であります。相当数民営で運営されているところもあります。ただ、甲良町では、保育園が保育センターになり、それが教育委員会部局の所管になった。平成18年の4月1日には子育て支援センターというのが教育委員会部局に設置をされました。そのころです。今の学童保育が発足したのは。もともと学童は児童福祉事業の一環でありましたけれども、甲良町では教育的事業、教育の一環として捉えられ、子育て支援事業の中に位置づけられました。教育課題の多い甲良町にとって、学童保育も教育の視点、立場で運営するべきで、家庭支援と深いかわりがあります。よって、甲良の学童は、いや、放課後児童クラブは、教育委員会部局で心の通う、血の通う運営を続けていくべきだという立場で、私は今回のこの条例については反対なんです。

もう1点。これは10月10日に産業建設文教常任委員会で行政から出された資料があります。その中に、指定管理制度への導入に向けてというので導入理由が掲げています。

1つは、人材の確保が困難であると書いているんです。人材の確保。じゃ、民間ならいいのか。民間なら容易に人が集まるのかということなんです。そうじゃないですよ。やはり雇用の条件、待遇次第じゃないですか。

そして、行政のスリム化による職員数の削減を図ると書いてあります。民間のリストラじゃないんですよ。行政のスリム化とは、今いる職員の首切りではない。私は以前の一般質問でもスリム化、町行政の少数精鋭志向を言ったことがあります。少数精鋭というのは、何も優秀な人材を少数集めてということじゃない。職員の数が少数になれば、それだけ職員が精鋭になるということなんです。少ない人数で行おうとしたら、当然皆さんの仕事ぶり、能力が研ぎ澄まされて精鋭になるということが少数精鋭という意味で、そういうことから、私は当時スリム化というのは単に今いる職員の首を切るんじゃないで、リストラをするんじゃないで、毎年定年退職でもって退職がされます。その退職が5人あったから5人採用するんじゃないんだ。退職したからちょっと2人ないし3人補充したい。そういう採用の仕方をするんですよ。それでもって職員を減らしていく。それが行政のスリム化です。

もう一つ、スリム化は無駄な経費を削減するという、予算執行に無駄を省く、そのことがスリム化なんだ。

行政のスリム化により職員数の削減を図る。とんでもない視点ですね、これは。

そして、議会でも人口減少による行政のスリム化が議論されている。議会でそういう職員の首切り、職員を減らす、そういう議論というのは、今の職員の首を切れという、そういう議論なんてしたことないですよ。

そして、平成32年4月から国の方では会計年度職員制度がスタートすることにより人件費が高騰、人件費の高騰が懸念される。これって、国は同一労働同一賃金という原則。これ、以前は日本共産党がスローガンとして掲げた、もう何十年前の話です。それを今、国の、国会の方では自民党さんが、今これを持ち出しているんですね。それは何か。低位な実態にある労働者の生活、暮らしを保障するために正規の労働の対価として、月給制度にしてその人たちを保障していくという。これは我々にとっては歓迎すべきことなんです。だから、それがあるから人件費の高騰が懸念される。だから民間委託だと、そういう理由。私はもってのほかだと。

そういうことから、もう一つ。

実は、民間委託する側、しようと町がその経営をしていこうと、平成31年ぐらいには660万の赤字になるという収支の見通しをつけてございました。そこで教育次長は、さらにそこから業者にも300万ほどもうけてもらわなあかん。ということになると、660万プラス300万を町でやれば6

60万の赤字で済むのに、さらに業者にもうけていただく分業者の利潤をプラスしたら960万、町が赤字になる。大きな矛盾じゃないですか。

私はもともと学童、放課後児童クラブは教育部局で教育委員会が主体的に運営すべきだという思いがあるんですが、別に今の、私が話をした、教育委員会から出された資料、導入理由を書いているそれを今申し上げましたけども、それはまあ、それがあから反対じゃないんです。もともと、本来、学童保育というのは甲良町の教育行政の中でも非常に教育課題が多い中で教育の一環として捉えて、これは教育がやらなきゃならない。その教育を民間に任せる。そういうことは許せないという思いでの反対なんです。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 私は反対討論とさせていただきます。

野瀬町政が就任をされて大きく掲げたのが包括的家庭支援でした。今年度の予算が論議をされる3月議会で、課の設置条例の中に包括的家庭支援の強化方向が出されて、中身が曖昧だ、それから課の編成についてもそこで責任を持つかどうかについてもなかなか明確にならないのでいったん取り下げになりました。けども、その大きな枠で打ち出した包括的家庭支援の中に、今回の学童保育の子育て支援を強化させていくという中身が当然入っているわけです。その大前提からも、今回の指定管理に回していく、建部議員が歴史も含めて討論がありましたけども、そういう町の方針からしても大きな矛盾を抱えてしまう。これが1点です。

それから、2つ目に、全協で、指定管理になれば町の持ち出しは約300万円増える見通しだと議員の説明に何度も答弁をされました。ところが、10日開かれた委員会では、町職員並みの給与を払うとすれば増えるんだと、全協での質問、答弁に対する、覆す回答、私はすりかえの答弁だと思いますが、そういう答弁をされました。言葉どおり信頼することができないと思っています。つまり、民間になれば低くなる可能性を示唆したものだと思っていますが、民間がどのような方向にかじを切っていくか、人手を確保しようとするれば低賃金では人は来てくれません。3人の体制を存続させようとするれば賃金水準はやはり公務員並み、公務員といっても甲良町の公務員さんは全国水準から大変低いところに、底辺、置かれています。そういうことから見れば、ぎりぎりのところで算定をされて、当初12月4日の全協では増える見込みを木村議員の質問に答えて300万増えると回答されたわけです。これは正直なところだったと思います。

3つ目に、保育事業は民間ならよい、官はだめ、こういう図式から捉われ



た発想だというように考えています。そして、待遇改善として現状を改善する責務ですね。つまり、とりわけ夏休みの間の東60人、西が40人を超える、こういう利用者に対しての人手の確保。私の知っている人も夏場だけ来てくれと動員されている方もおられます。そういう人手不足の解消の責任、つまり安全な学童保育を維持していこう、確保していこうとすれば、町の責任はその時点で逃れることはできません。ですから、その義務を果たしてもらわねばなりません。民間に委託したから、町はその責務がなくなったというように思えるものではありません。

4つ目に、民間が利潤を得ようとして人件費を削減すれば、サービスの低下、恒常的な人手不足が民間に委託をしても出てまいります。

5つ目は、指定管理を行う上で町行政施策と連携して密に実施するには、あくまで指揮命令ルートが民間ですと異なります。町の方針、施策に従う義務から外れても、町の指導力が発揮され届くとはとても考えられません。体制を維持すると書いていますが、言葉上のことであります。デイサービス事業についても、何ら町の役割を果たしていない。それから、指定管理になっているそれぞれの事業、道の駅の場合でも業者がそれぞれに役割を果たして、今努力をして、そして顧客も増やしている。そして農産物を提供する方々が努力をしているからこそ維持をしています。そういう点では、町との関係でいえば、良好な関係で民間業者がその運営を貫いていただければそれはできますが、民間業者がこれ以上できない、補助金をもっと増やしてもらわなければ維持することができないですよと言われたら、その要求に応えざるを得ないわけですよ。

6つ目に、少子化の傾向はとめることは現在できていません。利用者が減少すれば収入が減り、町の持ち出しが増大するおそれは十分にあります。

7つ目に、逆にその歯どめをして、民間への補填はしないというような契約をすれば、名乗りを上げる事業者はあらわれない危険性が大変大きいと思います。

8つ目に、学童保育への行き届いた支援を努力することなく民間委託を安易に選択することは、税金で成り立っている法的サービスの切り捨てとならざるを得ません。ちょうどきのうの新聞を読んでいますと、基準緩和やめよ、学童保育について野党6党と会派が、衆参の厚生労働委員会のメンバーですね、これが厚労省を訪問して大臣に要請をされています。その要請書の中身の抜粋が書かれています。政府は児童福祉法に基づく政令で定めている、建部議員が詳しく説明がありました、児童福祉法に基づいて設置されています、政令で定めている学童保育の職員の配置や資格などの従うべき基準を参酌すべき基準に変更する方針を政府が示しています。月内に閣議決定して来

年の通常国会で法案を提出する見通しですと書かれています。そして、参酌すべき基準への変更は、学童保育の質の低下、市町村格差拡大につながりかねないと指摘しています。つまり、財政脆弱な甲良町政が民間の要求に応じて人件費を十分に支払うということがなかなかできません。そのことに応えていこうとすれば、財政力の豊かな市町と、それから甲良町との関係で大変差が出てくることを懸念しているんですね。こういう点でも、政府の方向がこういう方向に、つまり基準を緩和して人手不足を解消するなり民間への委託を進めようとしている中で、甲良町が水準を下げたり、それから包括的家庭支援、つまり子どもの健やかな発達と教育を保障していく一貫の流れからくさびを打つ必要は全くないというように思いまして、反対討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

8番 木村議員。

○木村議員 8番 木村です。この委員会の報告で、委員会では、私、議案に賛成をした立場なんですけど、今先ほど建部議員が600万プラス約300万というようなお話をされていましたが、私の認識としては1,000万プラス300万というような認識を持っておりまして、その金額が、予算が、現実になったらもっと下がるであろうというような話もありましたので、これ、まあ、やってみなわからんのかいなというふうな認識のもと賛成はしましたが、やっぱり逆に言いますと、このやってみなわからんという部分で、今現在の職員が6人でしたっけね、西と東と合わせて6人なんですけど、その方々、人材が、人材の確保が難しいというようなことも言うておりましたが、それもやってみなわからんという部分において、やはりこれはちょっと何が何でもちょっと金額が増え過ぎるという懸念を抱きましたので、反対とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 7番 宮寄です。私も反対討論をさせていただきます。

10年前に当時の山崎町長に学童保育の料金ですね、隣の豊郷町と一律、同じぐらいにしてもらえないかといった立場上、そのときは下げていただきました。ここでざっと300万上がる、上がらないの今議論がありましたが、300万、どうせもし可決されて上がるのなら、300万分、学童保育分下げてあげたらどうですか。そう思うんですけどね。血の通った学童保育をお願いしたいんですけども。

私は子育て支援、青少年育成で立ち上がった議員です。本来なら賛成討論をしなければならぬかも知れなかったんですけど、今この1年もう一度考

え直して、様子を見るといったらおかしいですけども、この1年、私も経過を見て、ああ、どうしても民間委託しなければならないなというときは、こちらの方から議案、議員発議でさせていただくことも考えなければならないと思っております。この300万の上がる、上がらないで職員の給料を上げ、学童保育の料金を下げてあげるぐらいの大きな気持ちを持った方がいいんだと思うんですけども。

よって、反対討論といたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

1番 岡田議員。

○岡田議員 賛成討論をさせていただきます。

先ほど、金額の面でかなり議論がされておりますが、そもそも民間の委託で基本的に何か法人契約に基づいてのプラス300万という考えが非常に多いかなと思うんですけども、実際の学童のことについては、民間というよりもどちらかというところと社会福祉法人、NPO法人など、どちらかというところと奉仕的な立場におられる方の運営も非常に多いと思います。そういった意味で、町が出した資料自体がそもそも、私、金額自体がちょっとどうかなという。金額が、やっぱり本来ならNPO法人という立場だと利益を追求しないので、逆に言えばそれ専門でやっておられるNPO法人なり社会福祉法人の立場で運営されているところも非常に多いです。ということは、今、甲良町にあるべき姿は、確かに資格を持った方もおられますけれども、一般的にはアルバイトの方も非常に人数合わせで来ておられる部分もありますので、そういった意味では保育運営に、保育園というか、学童保育、学童に携わっておられる専門の人が来られるのであればそれを考える余地もあるんじゃないかなと。

今議論されているのは、ほとんど民間の、多分、企業という意味合いで予算がどうしても上がってきているので、その辺についてはちょっと行政の方にももう一度きちんとした、例えばNPO法人なり社会福祉法人なり、本当に学童に必要なスキルなり持っておられる方が来られるという前提で、もう一度ちょっと見積もり等も出してもらえたら非常にわかりやすいかなと思います。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第59号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第59号は可決されました。

次に、日程第3 議案第62号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 補正予算、62号ですね。経済的弱者、真の生活困窮者、これが滞納問題で噴出をしています。その点からいえば、そういう方々への寄り添うことはもちろんであります。町民の暮らし、子育て応援に向けてのメッセージが今回の補正予算では感じられません。

暖房費の補助の創設を一般質問でも取り上げました。以前からも提起をさせていただいておりますが、この問題については個人施策だといって全く検討もしておられません。滞納問題を解決する説得、納得の根拠を町がつくれていないというように考えています。

今回の12月補正では、昨年からの1巡目、つまり野瀬町長が就任をして、子育て応援や町民に寄り添って、ないしは町民との対話というのを強調されていますが、そのことが盛り込まれるメッセージ、つまり来年度に向けてのメッセージが感じられません。学童保育料の引き下げや暖房費の補助の創設など、踏み込んだやはり施策の提示がこの段階で大事なポイントとなると思いますので、反対討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第62号は可決されました。

次に、日程第4 議案第63号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第63号は可決されました。

次に、日程第5 議案第64号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第64号は可決されました。

次に、日程第6 議案第65号を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第65号は可決されました。

次に、日程第7 議案第66号および日程第8 議案第67号を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第66号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

議案第67号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成30年12月12日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○橋本総務課参事 それでは、議案第66号につきまして、ご説明を申し上げます。

人事院勧告に伴います国家公務員の給与改正に伴いまして、所要の改正をお願いするものでございます。期末手当の率の改正でございます。

では、議案書の方をご覧ください。

第1条では、平成30年中の改正をうたっております。

第3条期末手当の率でございます。現行100分の172.5を12月の比率を100分の177.5に改めるものでございます。100分の5の増額でございます。

第2条につきましては、平成31年4月1日からの改正につきましてうたっております。第3条、同じく期末手当の率でございます。100分の122.5と100分の130に、100分の157.5を100分の137.5とあるのは100分の177.5を100分の167.5に改めるものでございます。

付則。この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

2項につきましては、第1条の規定は平成30年12月1日から適用するものでございます。

3項につきましては、給与の内払いにつきまして定めたものでございます。

続きまして、議案第67号につきまして、ご説明を申し上げます。

これも同じく人事院勧告に伴います国家公務員の給与改正に伴う所要の改正でございます。

主な改正は、期末勤勉手当の率の改正でございます。

議案書の方をご覧ください。

まず、第1条でございますが、第1条につきましては、平成30年中の改正をうたっております。

第21条でございます。宿日直手当でございます。現行宿日直手当4,200円を4,400円に改めるものでございます。また、執務時間が通常の2分の1で退庁時から引き続き勤務をしている宿日直手当につきましては、6,300円を6,600円に、そしてまた常直的な宿直勤務に関しましては2万1,000円を2万2,000円に改めるものでございます。

第23条、勤勉手当の率でございます。現在、現行は6月、12月とも100分の90を、12月に支給する場合は100分の95に改めることで、100分の5の増額でございます。再任用職員にしましては、現行6月、12月とも100分の42.5でございますが、12月に支給する場合は100分の47.5に改めるもので、これにつきましても100分の5の増額でございます。

別表第1につきましては、行政職の給料表の改正でございます。平均0.2%の引き上げによる変更でございます。

では、5ページ、第2条をご覧ください。第2条につきましては、平成31年4月1日以降のことをうたっております。

第22条でございます。期末手当の額でございますが、6月に支給する場合は100分の122.5、12月に支給する場合は100分の137.5を改正後は100分の130に改めるものでございます。再任用職員につきましては、現行を100分の72.5とするものでございまして、6月、12月とも平準化をするものでございます。

第23条でございます。勤勉手当でございますが、6月に支給する場合は100分の90、12月に支給する場合は100分の95を100分の92.5に改めるものでございます。また、再任用職員につきましては、6月に支給する場合は100分の42.5、12月に支給する場合は100分の47.5を100分の45に改めるものでございまして、6月、12月とも平準化する改正でございます。

付則。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行をするものでございます。

2項につきましては、第1条の規定は平成30年4月1日から適用するものでございます。

3項につきましては、給与の内払い、4項につきましては、規則への委任をうたっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願ひ

ます。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第66号は可決されました。

次に、議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第67号は可決されました。

次に、日程第9 議案第68号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第68号 平成30年度甲良町一般会計補正予算(第5号)。

上記の議案を提出する。

平成30年12月12日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 補正予算書の裏面の方をお願いします。

歳入歳出それぞれ681万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出42億5,723万2,000円にするものであります。

1ページの別表第1表をお願いします。

歳入で17款繰入金、補正額681万4,000円。歳入合計が681万4,000円です。

次の2ページをお願いします。

歳出の部であります。1款議会費、補正額16万円。2款総務費、145万1,000円の減額。3款民生費、359万5,000円。4款衛生費、62万1,000円。7款商工費、2万9,000円。8款土木費、205万7,000円。10款教育費、180万3,000円。歳出合計が681万4,000円であります。

以上です。よろしくをお願いします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。



(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。  
これより、議案第68号を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。  
起立全員です。  
よって、議案第68号は可決されました。  
次に、日程第10 議案第69号を議題とします。  
議案を朗読させます。  
局長。

○陌間事務局長 議案第69号 平成30年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。  
上記の議案を提出する。  
平成30年12月12日。  
甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。  
住民課長。

○小林住民課長 議案第69号について、ご説明申し上げます。  
予算書裏面をお願いいたします。  
既定の予算の総額に49万8,000円を追加し、予算の総額を10億2,382万円とするものでございます。  
1ページ、第1表をご覧ください。  
歳入、6款繰入金、補正額49万8,000円。歳入合計は10億2,382万円となります。  
次のページをお願いいたします。  
歳出、1款総務費、補正額49万8,000円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。  
よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。  
(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第69号は可決されました。

次に、日程第11 議案第70号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第70号 平成30年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成30年12月12日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○中川人権課長 それでは、議案第70号をご説明申し上げます。

予算書の裏面をお願いいたします。

既定の予算の総額に139万円を追加し、予算の総額を1,893万1,000円とするものでございます。

次のページをお願いします。

歳入でございます。

繰入金、一般会計繰入金で139万円の補正でございます。歳入合計は1,893万1,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費、総務管理費で補正額は139万円でございます。歳入と同額でございます。

よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第70号は可決されました。

次に、日程第12 議案第71号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第71号 平成30年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成30年12月12日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 議案第71号について、ご説明申し上げます。

補正予算書裏面をお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に43万4,000円を追加し、予算の総額を8億6,674万6,000円とするものでございます。

1ページをご覧ください。

歳入、7款繰入金。補正額43万4,000円を追加し、歳入合計を8億6,674万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費。補正額43万4,000円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第71号は可決されました。

次に、日程第13 議案第72号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第72号 平成30年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成30年12月12日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○小林住民課長 議案第72号について、ご説明申し上げます。

予算書裏面をお願いいたします。

既定の予算の総額に8万円を追加し、予算の総額を7,550万1,000円とするものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1表歳入の部。3款繰入金。補正額8万円。歳入合計は7,550万1,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出の部。1款総務費。補正額8万円。歳出合計は歳入合計と同額となります。

よろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第72号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第72号は可決されました。

次に、日程第14 意見書第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 意見書第3号 主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定を求める意見書(案)。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成30年12月12日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 山田裕康議員。

賛成者 阪東議員。

○丸山議長 本案については、山田裕康議員から提案説明を求めます。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 このことは、朗読をもって報告とかえさせていただきます。

主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定を求める意見書(案)。

主要農作物種子法(以下、「種子法」という。)を廃止する法案が平成29年4月14日の参議院本会議で可決・成立し、平成30年4月1日種子法が廃止された。

これまで県行政は、同法に基づき高品質な原種・原原種の生産・供給等を担い、本県の主要農作物である水稲、麦及び大豆の安定生産や品質向上に中心的な役割を果たすことにより、地域農業の振興に大きな貢献をしてきた。

種子法の廃止を受けて、県は関係要綱を一本化した「滋賀県水稲、麦類および大豆の種子供給に係る基本要綱」を制定し、県内では同要綱に基づく種子生産が開始されたところである。一方、一部の府県においてはこれまで行政が担っていた種子生産に係る業務を外部に移管する等の方針が示され、移管されれば種もみの価格上昇や品質低下を招きかねない等の報道がなされており、県内の生産現場においても、将来的には優良な種子が安定的に供給されなくなるのではないかという不安が広がっている。

よって、県におかれては、今後も県行政が種子生産に中心的な役割を果たし、これまでどおりの行政対応を継続することに必要な予算及び関係部署の

人員体制を恒久的に措置する観点から、主要農作物の種子生産に係る条例を制定されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

宛先。

滋賀県知事。

平成30年12月12日。

甲良町議会議長 丸山恵二様。

よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 私は賛成討論を行います。

農協さんから提出された請願のときにも触れましたが、この意見書の場合でも、中ほどに将来的には優良な種子が安定的に供給されなくなるのではないかという不安が広がっている。直接的な指摘がこれ中ではされていませんが、阪東議員の全協での説明の中にも、TPPやそのほか自由貿易が広がる中で、外国企業が生産をする種子が日本国内に出回る。この危険を指摘しているというように思います。そういう点では、今TPPの発動、それから日欧の自由貿易、頭文字は忘れましたが、それからFTAなどの自由貿易の方向が大変強化されるというか、その方向が報道されています。これは、やはり営利目的を前提とした食料メジャー、これが営利のために種子の拡大を図る。遺伝子組みかえでその交配を、いろんな制限を取り払う。こういうこともされる可能性が非常に大きいですし、山田裕康議員の説明でも大変詳しくコシヒカリやキヌヒカリ、それからみずかがみなど、近江米の独特の品種を保たれるために、確保するために、その方面の生産者の大変な、厳密な努力、厳密な区分けがされていることが説明、ありました。そういう点では、県の条例で最後に書かれています必要な予算、それから各関係部署の人員の配置、これを恒久的に、法的に整備すべきだという点では、大変私は今のそういう自由貿易が拡大をされて外国産業の種子が出回る、こういう中だからここの意見書は大事だというように思いますし、ぜひとも滋賀県政が、知事が、この決断で条例を制定していくという方向に世論を高めていく必要を感じますし、賛成討論といたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第3号を採決します。

お諮りします。本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、意見書第3号は可決されました。

次に、日程第15 意見書第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 意見書第4号 陸上自衛隊饗庭野演習場での実弾射撃訓練の中止を求める意見書(案)。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成30年12月12日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明議員。

賛成者 山田裕康議員、山田充議員。

○丸山議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 意見書を読み上げまして、提案説明とさせていただきます。

私、今日この議案書を見まして、私が送ったやつと、若干簡略するために送りましたが、それとは違っていましたので、気がつきませんでした。だけでも、上程をここでされていますので、これを読み上げさせていただきます。

陸上自衛隊饗庭野演習場での実弾射撃訓練の中止を求める意見書(案)。

高島市の陸上自衛隊饗庭野演習場で11月14日午後、演習場外通過の国道303号に、陸自信太山第37普通科連隊の発射した81mm迫撃砲弾が着弾するという、あってはならない事件が発生した。

高島市民の運転する自動車の数十メートル近くに着弾し、そのさく裂した砲弾がアスファルト片を破裂、さらにその破片が自動車後部窓を突き破り、一歩間違えば被弾・殺傷の恐れがあった。

陸自幕僚長の説明では、煙の位置や飛翔音から、着弾域が目標の北側に大きくそれているのは分かっていたが、訓練は続行したとされ、事件の原因は、誤射によるものとされた。

饗庭野演習場では、2015年7月の保坂地区民家への重機関銃弾が民家

を直撃する事件が起きた。その際に、高島市と陸上自衛隊が安全対策に関する覚書を締結し、実弾射撃訓練が再開された経緯がある。覚書には、問題が発生した場合、陸自が市などに速やかに通報することも盛り込まれたが、今回の事故では、市への報告は発生後4時間後であった。

高島市と陸上自衛隊は17日に「駐屯地周辺地域連絡会」の14地区の区長を対象に説明会を行った。出席者からは、過去の教訓が生かされず、訓練による住民被害が繰り返されたことに「不安なまま日常を過ごすのは耐えられない」「演習場周辺に国道が通り、民家もある立地をどこまで理解して訓練しているのか」「このままでは自衛隊の存在が問われる事態だ」「3年前に被害に遭った人は、集落を出ざるを得なかった。少子高齢化の中、こうした事案でまた住民が減ることになってはたまらない」と訴え、「安心して生活できる環境をつくってほしい」などと誤射発覚後の陸自の対応に怒りと切実な声が相次いで出された。

饗庭野演習場では2013年10月に、米海兵隊の垂直離着陸機MV22オスプレイを使った国内初となる日米合同演習が実施された。合同演習では、市街地上空を通るなど地元自治体が出していた要望事項をことごとく無視した訓練がおこなわれた。来年春には16回目となる日米合同演習が予定されており、今回の事件で演習場周辺の住民の不安はいっそう強まっている。

饗庭野演習場では、ほぼ毎日のように訓練が行われており、周辺住民の安心・安全、生命と暮らしを危険におびやかしていることは今回の事件をみても明らかである。

よって、陸上自衛隊饗庭野演習場での実弾射撃訓練の中止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

宛先。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣。

平成30年12月12日。

甲良町議会議長 丸山恵二。

です。

全協でも質問などがありましたが、今回提出されている意見書(案)については、実弾射撃訓練が高島市の立地ですね、つまり琵琶湖とそれから山に囲まれた大変狭い地域で実施をされています。富士演習場や、それから北海道での演習場とは随分立地条件が違います。私個人は陸上自衛隊の演習そのものは必要ないという立場ではありますが、高島市民の感情からすれば、その実弾演習そのものをやめてくれないと、いつ誤射や間違いが起こる、こういうことの危険から除去されない、そういう点では実弾射撃訓練そのものをまずやめてほしいという願いが強くあると聞いております。もちろん、地上戦



や想定をされた陸上自衛隊の訓練は、そのほか実弾射撃訓練以外にも幾つもあります。そういう点では、演習のメニューはこの意見書で制限を求めるものでもありません。実弾を射撃して、しかもりゅう弾砲というのは着弾をした段階でこの81ミリですね、これも数十メートルに及んでその破片が散らばります。りゅう弾砲は210ミリもあります。それは百数十メートルの範囲でその破片が広がるというようにネットでも説明をされています。そういう、一步間違えば危険のある実弾射撃訓練です。何度も言いますが、立地条件そのものが実弾射撃にふさわしいとは考えられない。これ、事故を受けて視察をした国会議員の方々の中に、そういう意見を表明して防衛省に、直ちに中止をするないしは安全対策をきちっととる。安全対策といってもやはりそれは壁をつくるわけにはいきませんので、そういう点では実弾の射撃訓練そのものをやめることがまず第一だというように考えますので、意見書の提出をさせていただきました。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

5番 野瀬議員。

○野瀬議員 反対の討論をさせていただきます。

この事故が起こったことは非常に大きい問題だと、私、考えております。

ただし、この文書、この意見書を見ますと、実弾射撃をずっと中止するという意見書に見えます。

提案者に、私、先日原因究明と二度と発生させない対策、これを盛り込んでいただければこの意見書には私は賛成するという話をしておりましたが、それが盛り込まれていないというところもあります。やはり、実弾射撃というのは必要最小限で、やっぱりやっていかないと問題が生じると思いますので、この意見書には反対とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

9番 西川議員。

○西川議員 9番 西川です。私も反対討論をさせていただきます。

お気持ちは察します。私たちもあの道を通ることがありますので、危ないなとは思いますが、現状で市長も知事も国に対して原因究明、安全対策を、連絡網体制、何とかしっかりしてもらわな困るということで申し入れをされております。

先ほども、全協でも申し上げましたが、これが、国の交付金を高島市も当てにしておられるところもあるだろうとも思いますし、その辺のところを先

走って我が町がそういうことをするのは、意見書を提出するということがどうかと思いますので、反対討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第4号を採決します。

お諮りします。本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立少数です。

よって、意見書第4号は否決されました。

次に、日程第16 発議第6号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第6号。

平成30年12月12日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 建部議員。

賛成者 西澤議員、同じく木村議員、西川議員、宮寄議員、阪東議員、山田裕康議員、山田充議員、田中議員、岡田議員。

甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)。

上記の議案を、地方自治法第112条第1項、第2項及び第3項並びに会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

○丸山議長 本案については、建部議員から提案説明を求めます。

10番 建部議員。

○建部議員 それでは、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明をいたします。

甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

付則中第13項を第16項とし、第10項から第12項までを3項ずつ繰り下げ、第9項の次に、次の3項を加える。

第10項、平成31年1月1日から平成31年3月31日までの間における町長の給料月額は、別表、第7項および第8項の規定にかかわらず、同表に掲げる給料月額から、その給料月額の100分の70に相当する額を減じた額とする。

第11項、平成31年4月1日から平成31年6月30日までの間におけ

る町長の給料月額、別表および第9項の規定にかかわらず、同表に掲げる給料月額から、その給料月額の100分の50に相当する額を減じた額とする。

第12項、平成31年7月1日から当分の間における町長の給料月額は、別表および第9項の規定にかかわらず、同表に掲げる給料月額から、その給料月額の100分の30に相当する額を減じた額とする。

付則。この条例は、平成31年1月1日から施行する。

提案理由でございます。

町長は、たび重なる不祥事、というより罪を犯してきました。

そして今回、税に関する個人情報が出るといふ失態、いや罪を犯しました。

それは情報公開請求で交付された文書の中に混入していたとのことで、今もその経緯、真相は明らかではありませんが、流出したことは事実であります。その被害に遭われた513人の方に謝罪をするべきであります。そして、誰が流出したのか、もちろん調査も必要であります。まず、町の最高責任者である町長の管理監督責任を明らかにするべきであります。

隣の彦根市長は、市の本庁舎の耐震化整備事業の裏合意問題で管理監督責任を明らかにするとして給料50%半年間を削減する、みずから提出し、可決されました。甲良町長は、いまだかつて責任を明らかにし、みずから削減を提出したことはありません。よって、苦渋ではありますが、今回の提案になったものであります。

以上、よろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

5番 野瀬議員。

○野瀬議員 5番 野瀬でございます。

この発議というのは、先ほどの説明によりますと、情報流出によるものということでございました。当然町のトップである町長の責任というのはあると思います。

ただし、先回、けさ行われました全協の席で経緯等説明があったんですけども、まだわからないことが多いと。不明確な状況でこの発議を出してくるということに、私は疑念を持っています。この発議自身が時期尚早と考えますので、反対と考えます。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 建部議員が提案をされた、その提案理由で述べられている中身は、全面的に賛同したいと思っています。

そこで、その提案理由の中で言われているみずから給与を減額する条例、提案が町長からされていない。大変、私はゆゆしき問題だと思っています。

東びわこ農協の推せんがされていないのに推せんされましたとチラシに書いたこと、それから400万の要人から、400万超ですね、超えた金額を借り入れをしながらその記載もしていない。つまり、選挙運動期間中のものであるか、そうでなければ町長の資産報告にしなければなりません。そして、政治団体野瀬喜久男後援会に入金をしたのであれば県の選管に届け出をした中に400万を超える金額が記載されていなければなりません。いずれも不記載です。このことを指摘されました。そして、食糧費1,900円の矛盾が指摘されて、ありありと領収書を突きつけられて質問をされても真実に相違ありませんという点で居直りを続ける。こういう点でいえば、去年のJA東びわこの推せん、うその発覚から、みずから自分の政治姿勢としてペナルティーをかけるという政治姿勢、全く感じられないんですね。そういう点では、追加の、今回提出された給与の減額、当然だと思います。少な過ぎるかと思いますが、まずはそこに絞って提案されたことについて賛同をさせていただきます。

討論を終わります。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、発議第6号は可決されました。

次に、日程第17 発議第7号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第7号 個人情報流出問題の調査・検証特別委員会設置に関する決議(案)。

地方自治法第112条および甲良町議会会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成30年12月12日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 西澤議員。

賛成者 西川議員、同じく建部議員、山田裕康議員、山田充議員、岡田議員。

○丸山議長 本案について、西澤議員から提案説明を求めます。

11番 西澤議員。

○西澤議員 それでは、決議（案）を読み上げまして、提案させていただきます。

個人情報流出問題の調査・検証特別委員会設置に関する決議（案）。

次の通り、11月22日に起きた税務関係の個人情報流出の経緯・原因および再発防止策等を調査・検証する特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称、個人情報流出問題の調査・検証特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第110条および委員会条例第5条。

3、目的、町民が町条例に基づき行った情報公開請求で開示され、受け取った書類の中に町民513人分の税務に関する識別番号・氏名・税目・税額・納付状況等が記載された個人情報流出したことが発覚した。過失であれ、何であれ、税務課内部の個人情報を庁舎外に流出させる事故は起こしてはならない。これは情報公開条例にも、個人情報保護法にも抵触し町民の信頼を失墜するゆゆしき事態である。

よって、町民の安全・安心を守り、信頼に足る町行政事務を再構築するため、今回の個人情報流出の事実関係およびこのような不祥事を起こした原因など真相を解明するとともに再発防止策を協議し、提言を行う。

4、委員の定数。議長を除く全議員。

5、期間。調査終了まで。

であります。

そこで、提案理由であります。1つは、町は11月28日に謝罪の記者会見を行って、個人情報流出の原因を調査すると発表しました。しかし、12月4日、流出した原因は不明との調査結果を発表し、引き続き調査を続けるとしました。議会が住民代表機関の役割を今こそ発揮し、真相解明のための関与を行使する義務があると考えます。

2つ目に、町職員内部の対立や請求者の自作自演だとかの情報が流されているようではありますが、とりわけ冷静に事実関係を調査しなければならない

と考えています。ですから、犯人探しに終始をするということは必要ないかと思っておりますが、誰がこういうことを行ったのかという点では特定する必要はあると考えます。

3つ目、このような不祥事はどのような原因や理由で嚴重に保護されるべき個人情報に基づく正式ルートで外部に流出したかにかかわらず、個人情報の管理が全く管理になっていなかったという証明にほかなりません。町長はじめ幹部職員が横領事件に匹敵する町民の信頼を裏切る重大事態であるとの認識が、私は必要だと思っております。

なお、本議案が可決し、特別委員会が設置された場合ですが、本格的な調査・検証作業は1月からなることが望ましいと考えています。

そういう提案理由を申し上げまして、ぜひとも議員の皆さんの賛同をお願いしまして、提案説明とさせていただきます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 7番 宮寄です。

1点お尋ねいたします。

先ほどの全協で行政側は警察に相談もしくは告訴、告発すると言っておられましたが、そうなった場合、この委員会を立ち上げてどこまでの質問ができるのか。司法に任せているから答えられないとか、ここは個人情報で答えられないとか、いろいろそういう問題が出てくると思うんですけども、そこは、先ほどの提案説明にもありましたけど、何も個人、犯人探しだけに終始するわけじゃないというのもありましたが、どこまでの質問が許されるのか、どこまでの質疑ができるのか、どのような想定をされておられるのか、よろしくをお願いします。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 宮寄議員の質問にお答えします。

司法は司法で、また、町は司法の解明を進めるという立場を確実にその方向にかじを切ったかどうかについてはまだ断定できないと思っておりますが、もしそういう方向に町がかじを切って司法の問題、つまり刑事事件ですね。刑事事件にしていくということになれば、刑事は刑事で刑事事件としては、その捜査ですよ。捜査の方向で進んでいくというように思います。

行政の方は、私たち議会と行政の関係でいえば、こういう不祥事、こういう不思議な流出がされた経緯、なぜこんなことになったのかという点では、12月4日に示された6ページの調査報告書があります。その中身で矛盾をすところ、それからそもそものところで議員がそれぞれ疑問に思っているところ、それから事実関係を明らかにすべきだと思っているところをそれぞれ

れが聞きただしていく。もちろん、これ、百条委員会ではありませんので、強制力はないんですよ。だけども、行政が町民の、また議会の疑問に、また不信に応じていこうとすれば、やはり誠実に応えていくと。確かに、犯罪にかかわるところで決定的なところがあれば、今刑事事件になっていますのでお答えはできませんという答えは出てくるだろうと思いますが、行政内部の今までわかっていたこと、また流出をした経過ですね。そういうことについては誠意を持って答えていただく、答えねばならないというように思っていますので、そこは議員の皆さんが鋭くピンポイントを絞るなり大前提のところで見解をただしていくということで、協議、調査・検証はその範囲で、つまり刑事事件の範囲にはなりませんけども、進むというように私は思っていますので、全協という方向がありますけども、調査を進めた後、町民にこういう状況でしたと、つまり解明したけれども決定的なところでわからないところもありますという報告になる場合もありますし、それからこの点は矛盾がはっきりしたので疑惑が残るというような報告書にもなるかなと思っ  
ていますけども、そういう点では、議会側が行政に対してその疑問点、調査を進めた中での疑問点を1つずつぶつけていくというか、ただしていく作業をすれば、そういう範囲では解明できるというように思っています。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

6番 阪東議員。

○阪東議員 賛成討論をさせていただきます。

28年やと思うんですけど、4月ぐらいに甲良町のセキュリティーポリシーができて、かなりしっかりかけとって、今回このような問題が発覚したということについては、やはり犯人を捜さないという観点でいますと、こうおっしゃいましたんですけど、やっぱりそういうような観点で、やはりそういうシステムが何か変な動きになっとなるの違うかなというふうな形に思うので、1つずつやはりはじめをつけて資料を出すというふうな形も含めて、再検討のええ商材になるというふうに私は思っています。そのために、この委員会というのは是が非でも立ち上げて、この中のシステムがどうなのかというふうなところについて再検討したいというふうに思っておりますので、賛成したいと思います。

○丸山議長 ほかにありませんか。

9番 西川議員。

○西川議員 9番 西川です。賛成討論します。

なかなか情報開示を求めてもいつも出し渋っているのに、今回は全く大変な書類をばっと出してしまっているというようなことでもあります。

そして、いざ調べ出したら調査能力不足を露呈しました。解決策も見出せないまま他人任せ、警察に依頼する、弁護士に依頼するというようなことをおっしゃっています。

別件においても、行政のミスはなかなか認めないということが起こっており、拡大解釈はただしすと。昨日も疑念を生じる事案がありました。

間違いのない行政運営をしていただくためにも、検証する必要があると思いますので、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 賛成討論いたします。

やはり、資料8の方でもありましたように、情報の開示に誤って混入することは考えがたいとか、先ほど弁護士さんの方も答えがありましたように、同じく混入することは考えがたいとかいうふうになれば、私はそういうなものに入っていたということが何かうそみたいな気がしているんです。そういった点が完全に今回矛盾していますので、その中に入っていたのは100%確実ですので、そこへ入れた人はどうなのか。ほんでまたこの資料8の方でもありましたけど、防犯カメラの映像はどうなっていたかという説明も全然ありません。やはり防犯カメラがついている以上その説明も、この資料がどういうふうに動いていたかというのは防犯カメラを見たらわかりますので、何でそういうようなところもきっちりと説明していただけないのかということもありますので、絶対この特別委員会でそちらの方も検証はしていった方がいいと思いますので、賛成討論といたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、発議第7号は可決されました。

次の休憩中に個人情報流出問題の調査・検証特別委員会を開催されまして、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願い



いしたいと思います。

ここで議事の都合によりしばらく休憩します。

(午後0時44分 休憩)

(午後0時50分 再開)

○丸山議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告を行います。

さきの休憩中に、個人情報流出問題の調査および検証特別委員会が開催され、委員長および副委員長の互選が行われました。

その結果、委員長に西澤議員、副委員長に西川議員が互選されました。

次に、日程第18 発議第8号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第8号 甲良町長の不信任決議(案)。

地方自治法第112条および甲良町議会会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成30年12月12日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 山田裕康議員。

賛成者 山田充議員、同じく西澤議員。

○丸山議長 本案について、山田裕康議員から提案説明を求めます。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 甲良町長の不信任決議(案)。

本議会は、甲良町長、野瀬喜久男氏を信任しない。

以上、決議する。

平成30年12月12日。

甲良町議会。

理由。

野瀬町長は、調整を統括し、職員への指導指示はおろか、町民の信頼は地に落ち、もはや町政を任せるわけにはいかない。

(1) 町長選挙において、JA東びわこの推薦を受けていないにもかかわらず、推薦を受けたと虚偽の記載を行い、公職選挙法に違反をした問題で告発されている。

(2) 町長選挙の際、友人から借りた400万円超の資金を選挙運動収支報告書に記載しないどころか、首長の資産報告にも記載しておらず、さらに野瀬喜久男後援会の資産状況にも記入していないことが判明した。

(3) 町長選挙の収支報告書には、食糧費1900円と記入しておきなが

ら、約51万円の食糧費と見られる領収書等が判明しているにもかかわらず「収支報告書は真実に相違ありません」との答弁を繰り返し、選挙管理委員会にも町民にも説明責任を果していない。

(4) 町条例に基づいて行った情報公開請求の開示資料の中に、税務関係の個人情報が出た不祥事についても、解明のための指導力及び監督責任が全くされていない。

以上のことから、野瀬町長に町政運営を委ねることは出来ない。

よって、不信任とする。

とあります。

一般質問でも、私の方も完全な資料というか、領収書と写真等でも示させていただきましたが、100%この食糧費などでも1,900円ではないというのも明らかになっていますので、その点にもかかわらず、答弁におきましては、答えとして収支報告書に間違いありませんとばかり繰り返していたということなので、こういった点もありますので、ちょっとこの不信任決議というのを出させていただきました。

皆さん、よろしくお願いします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 7番 宮寄です。

不信任決議(案)の内容はよくわかりました。

よくわかるんですが、提案者は野瀬町長を信任して選挙に当選させた運動員でもありました。それを不信任にするということは、どこでどう変わったのか。ちょっとその説明もしていただけるとありがたいんですけども。

私も野瀬町長を信任するものではありません。が、提案者が、私が出すならわかるけど、提案者は信任されておられた。どこでどうなったのか、許される範囲で結構ですので、説明をお願いします。

○丸山議長 4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 お答えします。

やはり、町長になった以上、きっちりと説明責任、また責任は町のトップとして果たすべきことは果たさなければいけないということを私は思っております。

それに、私は悪いことは悪いということで、きっちりとそれに対しての説明をしていない町長に対しては、やはりこれが妥当というのか不信任案に値すると思いましたので、これを提出させていただきました。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 賛成討論です。

私は町施策の立案、実行に与える町職員の指導ですね。ここに否定的な影響を与えているというように思わざるを得ません。

それは、1つ、2つの明確な選挙違反容疑ですね。首長の資産報告書の虚偽記載疑惑、どれも法律の定めにもかかわらず居直りを続けて、実際の仕事を行う職員をただし、まともな指導監督はできるはずがありません。もはや、町民や職員の規範となる資格そのものがないと考えます。

2つに、11月15日付で発行された町政報告は、公費で負担すべきものではなく、野瀬喜久男氏個人が負担すべき内容です。なぜなら、横領事件に関しても、税金の未納問題でも、本来なら町長が指導力を発揮して、職員をして解明の努力をせしめねばならないのに、いたずらに不納欠損、債権放棄額を累積させてしまった責任が大きいです。行政事務の血管にみずからメスを入れられないことが堂々と描かれています。

3つ目に、町民の暮らし、子育て応援の課題でも、包括的家庭支援といううたい文句を挙げながら、実際には、学童保育を例にとれば民間委託で行政内部の連携強化など公的責任を切り離すことを平気で計画する無責任さが際立ちます。私は、提案者がこの条例に賛成してしまったことに大変残念に思うのであります。つまり、野瀬町長の不祥事が行政指導、職員への指導がそういう点で曖昧であり、そして無責任さを伴っているというように連動していると考えられるものであります。

4つ目に、これは町民の暮らしに直結する問題であります。台風時、大災害の避難の問題、滞納問題にしても、何の問題や課題にしても、町民の苦情、要望をどのように受けとめるか、施策に反映させることができないかどうかの町としての統一した方針がないか、あるいは曖昧なままで放置されていることが混乱のもとであると考えます。ここでも町長の指導的役割がなされていない結果があらわれていると思います。

5つ目に、さらに社協のデイサービス事業の撤退を昨年の就任時から知りながら、また、町が社協には1,350万円の人件費補助を拠出していながら継続を求めるメッセージを伝えたのは総務民生常任委員会の総意、区長会に押されてからやっとな腰を上げるなど、対話行政と言いながら町民の願いを重要視しない町政運営が続けられていると思います。

6つ目に、一議員のいいなりだと見られるわけですが、不当な圧力から職員を守る毅然とした言動ができずに、公正で公平な職員配置と安心して職員が働ける職場環境を阻害しているというように思います。職員の安全を、また公平に仕事をできるこの環境確保をするのは町長の第一の仕事です。町長は、就任挨拶、私も傍聴させていただきました。全体の奉仕者を貫くようにという訓示をされましたが、町長みずからそれを阻害する要因、さまざまな要因があります。業者からのいろんなセッションがあったり、それから誘惑もあります。そのときに、町長みずからが襟を正してだめですよと言える今の現状かという点でいえば、即刻町長の資格を置いてもらわねばなりません。その席から外れてもらわねばなりません。そういう点では、時期の問題で議員の論議がありました。いつにするかも正直議員の意見が分かれています。だけでも、これだけ1年をたって、野瀬町長にかかわる指導力のなさ、それからみずからの不祥事、こういう問題が噴出した段階で、私は不信任に値するというので、山田裕康議員から提起されたときに賛同しますよと賛同者に名を連ねました。時期の問題、当然あると思いますが、そういう点では議会の意思表示、つまり野瀬町長は町長にふさわしくない、即刻やはりそこから退任をするというメッセージを議会は突きつける必要を感じておりますので、賛成討論といたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

8番 木村議員。

○木村議員 この決議文を見せてもらったところ、これ、全部間違いではないです。そう僕は思います。

が、400万の1件がありましたけど、あのときには町長は答えません、答えませんの一点張りで、それ以外の言葉は使われませんでしたし、この収支報告書のことに関しましても、ここに書いていますけど、収支報告書は真実に相違ありませんというふうに、それだけ答えておられました。これほどこから見てもやっぱりおかしい話やと、6日の建部議員の一般質問のときに町長は辞職をされた方がいいというような勧告がされておったように思います。僕もそれは一番に思います。町長は自分みずから辞職されて、ほいで今までの問題事をリセットされて、新たな町長選挙があらうということなんですけど、そのときにまた立候補されて、ほいで町民の審判を仰ぐという意味においては、多分この議会が終わったら、今度は予定されておるのが2月5日の臨時会だと思うんですけど、約50日余りだと思うんですけど、その間に町長みずから辞職するという考え方を持っていたきたいという意味で、ちょっと余裕を与えたいという意味において、この決議案には反対とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 7番 宮寄です。

私も反対討論をさせていただきます。かといって、先ほども申しましたように、野瀬町長を全て信任しているものでもありません。

しかしながら、12月議会でも一般質問でさせていただきましたが、いろいろな予算の問題等あります。やはりこれは3月議会、予算を可決させてからでも遅くはない問題だと思っております。

かといって、誤解のないように、野瀬さんを信任しているものでもありません。今回は時期尚早ということで反対討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第8号を採決します。

甲良町長不信任の決議(案)について、地方自治法第178条の規定により、議員数の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要とします。出席議員は12人であり、議員数の3分の2以上です。また、その4分の3は9人です。

お諮りします。発議第8号に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

ただ今の起立者は4分の3に達しません。

したがって、発議第8号は否決されました。

次に、日程第19 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 今日設置された特別委員会のことが書かれていませんので、追加をして提案をしていただきたい。口頭でも結構だと思いますので、よろしくをお願いします。

○丸山議長 追加します。今日の分、追加します。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 平成30年12月甲良町定例議会の閉会にあたりまして、挨拶を申し上げます。

今定例会は、12月4日から本日まで全員協議会、本会議、産業建設文教常任委員会を開催いただき、報告、協議案件、本職から提案いたしました議案14件、同意1件につきまして、多くのご意見ならびに提言をいただきました。全議案を可決、同意をいただき、まことにありがとうございました。

本町におけるそれぞれの行政課題が一つ一つ前進する取り組みを進めるとともに、行政施策の前進に向け、一層の努力を重ねてまいり所存であります。

2019年5月1日には元号が変わる節目の年であり、ラグビーワールドカップの開催年でもあります。いよいよ寒さ厳しくなっております。議員の皆様には健康にご留意いただきますとともに、一足早い挨拶となりますが、よいお年をお迎えいただきますことをお祈りしつつ、12月定例会閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○丸山議長 これをもって、平成30年12月甲良町議会定例会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

(午後1時05分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 木 村 修

署 名 議 員 西 川 誠 一